

工事検査取扱要領【現行】

6 工事執行機関の長は、検査員から中間検査結果復命書の提出があったときは、中間検査結果通知書（別記様式第8号）を作成し、検査の結果を受注者に通知するものとする。

※緊急施工工事とは、大規模又は小規模緊急施工工事発注通知書によって、発注される工事

（検査調書等の作成）

第12条 検査調書及び工事完成検査書の適否の欄への合格又は不合格の記載については、検査員の判定によるものとし、工事成績評定書の点数又は評定要領第6条の総合評定点を直接反映するものとはしない。

（受託工事の検査）

第13条 環境森林部、農政水産部又は県土整備部以外の部局等から依頼を受けて検査する場合にあっては、別に定める場合を除き、この要領を準用する。

（その他）

第14条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 次の要領は、廃止する。

一 宮崎県環境森林部所管工事検査取扱要領（昭和55年4月30日定め）

二 宮崎県農政水産部工事検査実施要領（昭和58年7月1日定め）

三 宮崎県県土整備部所管工事検査取扱要領（昭和55年4月15日定め）

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

工事検査取扱要領【改正】

6 工事執行機関の長は、検査員から中間検査結果復命書の提出があったときは、中間検査結果通知書（別記様式第8号）を作成し、検査の結果を受注者に通知するものとする。

※緊急施工工事とは、大規模又は小規模緊急施工工事発注通知書によって、発注される工事

（検査調書等の作成）

第12条 検査調書及び工事完成検査書の適否の欄への合格又は不合格の記載については、検査員の判定によるものとし、工事成績評定書の点数又は評定要領第6条の総合評定点を直接反映するものとはしない。

（受託工事の検査）

第13条 環境森林部、農政水産部又は県土整備部以外の部局等から依頼を受けて検査する場合にあっては、別に定める場合を除き、この要領を準用する。

（その他）

第14条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 次の要領は、廃止する。

一 宮崎県環境森林部所管工事検査取扱要領（昭和55年4月30日定め）

二 宮崎県農政水産部工事検査実施要領（昭和58年7月1日定め）

三 宮崎県県土整備部所管工事検査取扱要領（昭和55年4月15日定め）

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

工事検査取扱要領【現行】

工事検査取扱要領【改正】

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

工事検査取扱要領【現行】

別表第1（第3条関係）

検査の種類	工事の区分	検査下命者	検査員									
			工事検査課		本庁各課			出先機関				
			工事検査課長・工事検査監	工事検査専門員・専門主幹・主幹・副主幹	課長補佐・専門主幹・主幹・副主幹	主査	専門技師・主任技師	出先機関の長	主幹・副主幹・主任	技術次長・副課長・駐在所長	主査	専門技師・主任技師
・完成検査 完・成中間検査	本庁施行の8,000万円以上の工事	知事	○	○	○							
	本庁施行の8,000万円未満1,000万円以上の工事		○	○	○	○						
	本庁施行の1,000万円未満の工事		○	○	○	○	○					
	出先機関施行の8,000万円以上の工事		○	○	○			○	○			
	出先機関施行の工事8,000万円未満1,000万円以上の工事		○	○	○	○		○	○	○		
	出先機関施行の1,000万円未満の工事				○				○	○	○	
検出来査形	本庁施行の工事	知事	○ 備考4	○ 備考4	○	○	○					
	出先機関施行の工事	出先機関の長	○ 備考4	○ 備考4				○	○			

備考

- 表中「工事の区分」欄の金額は、当初設計金額とする。また、「本庁施行」又は「出先機関施行」とは、本庁又は出先機関において工事を直接施工管理することをいう。
- 検査下命は、検査の種類及び工事の区分に応じ、該当する項の○が付された技術職員に対して行うものとするが、当初設計金額1,000万円以上の工事については、原則として工事検査課職員を下命するものとする。
- 専門技師については、その者の有する工事検査に関する専門知識、業務経験等に応じて、その者が属する「本庁」又は「出先機関」の欄の中で最上位のものを限度として、上位の欄を適用することができる。
- 中間検査を行う場合は出来形検査と兼ねることができる。

工事検査取扱要領【改正】

別表第1（第3条関係）

検査の種類	工事の区分	検査下命者	検査員									
			工事検査課		本庁各課			出先機関				
			工事検査課長・工事検査監	任副主幹・専門技師	課長補佐・専門主幹・専任主幹・専任副主幹	主査	専任技師・主任技師	出先機関の長	主幹・副主幹・主任	専任主査・主幹	専任技師・主任技師	
・完成検査 完・成中間検査	本庁施行の1億2,000万円以上の工事	知事	○	○	○							
	本庁施行の1億2,000万円未満1,000万円以上の工事		○	○	○	○						
	本庁施行の1,000万円未満の工事		○	○	○	○	○					
	出先機関施行の1億2,000万円以上の工事		○	○	○			○	○			
	出先機関施行の工事1億2,000万円未満1,000万円以上の工事		○	○	○	○		○	○	○		
	出先機関施行の1,000万円未満の工事				○			○	○	○	○	
検出来査形	本庁施行の工事	知事	○ 備考4	○ 備考4	○	○	○					
	出先機関施行の工事	出先機関の長	○ 備考4	○ 備考4				○	○			

備考

- 表中「工事の区分」欄の金額は、当初設計金額とする。また、「本庁施行」又は「出先機関施行」とは、本庁又は出先機関において工事を直接施工管理することをいう。
- 検査下命は、検査の種類及び工事の区分に応じ、該当する項の○が付された技術職員に対して行うものとするが、当初設計金額1,000万円以上の工事については、原則として工事検査課職員を下命するものとする。
- 専門技師については、その者の有する工事検査に関する専門知識、業務経験等に応じて、その者が属する「本庁」又は「出先機関」の欄の中で最上位のものを限度として、上位の欄を適用することができる。
- 中間検査を行う場合は出来形検査と兼ねることができる。

工事検査取扱要領【現行】

別表第2（第9条関係）

中間検査の実施	
	<p>1 中間検査で確認した出来形部分については、完成検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、請負者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りではない。</p> <p>2 中間検査の対象範囲は設計図書に示すものとする。 例) 初回は杭基礎、2回目は橋台本体を対象とする。(橋梁工事)</p> <p>3 工事成績評定を行う中間検査は、契約担当者が工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえの技術的評価を適切に実施できる対象範囲を選定する。</p>
種工事別の	中間検査の参考実施時期及び省略
建築・設備工事以外	<p>1 鉄筋組立が複雑で重要な構造物は、組立完了時に検査するものとする。</p> <p>2 橋梁等の鋼構造では、仮組立が完了した時点で検査するものとする。</p> <p>ただし、原寸検査及びH型鋼等を使用する加工簡易なもの場合は、監督員が段階確認の実施等必要な確認又は検査を行った上で省略することができる。</p> <p>3 構造物の基礎部が地中又は水中に没し、完成検査時にその出来形の確認が困難な工事で、特に中間検査による確認が必要と認められる場合には、該当部分の施工が完了した時点で検査するものとする。</p> <p>4 以下の工事は中間検査を省略する。 (中間検査の評定対象である当初設計金額1億円以上の建設工事を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急施行工事 ・表層工を主とした舗装補修工事 ・機械器具設置工事、電気通信工事又は電気工事で完成時でなければ主たる機能が確認できない工事 ・構造物の撤去のみの工事 ・防舷材の更新等機材の取付のみの工事、河川等の掘削工事、港湾等の浚渫工事
建築工事	<p>1 軀体工事、内外装下地工事等の施工途中及び完了した時点で検査するものとする。</p> <p>2 以下の工事は中間検査を省略する。 (中間検査の評定対象である当初設計金額1億円以上の建設工事を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門工事（屋根防水工事、外壁塗装工事、解体工事等）
設備工事	<p>1 配線工事、配管工事、機器設置工事等の施工途中及び完了した時点で検査するものとする。</p> <p>2 以下の工事は中間検査を省略する。 (中間検査の評定対象である当初設計金額1億円以上の建設工事を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器設置工事で、完成時でなければ主たる機能が確認できない工事

工事検査取扱要領【改正】

別表第2（第9条関係）

中間検査の実施	
	<p>1 中間検査で確認した出来形部分については、完成検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、請負者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りではない。</p> <p>2 中間検査の対象範囲は設計図書に示すものとする。 例) 初回は杭基礎、2回目は橋台本体を対象とする。(橋梁工事)</p> <p>3 工事成績評定を行う中間検査は、契約担当者が工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえの技術的評価を適切に実施できる対象範囲を選定する。</p>
種工事別の	中間検査の参考実施時期及び省略
建築・設備工事以外	<p>1 鉄筋組立が複雑で重要な構造物は、組立完了時に検査するものとする。</p> <p>2 橋梁等の鋼構造では、仮組立が完了した時点で検査するものとする。</p> <p>ただし、原寸検査及びH型鋼等を使用する加工簡易なもの場合は、監督員が段階確認の実施等必要な確認又は検査を行った上で省略することができる。</p> <p>3 構造物の基礎部が地中又は水中に没し、完成検査時にその出来形の確認が困難な工事で、特に中間検査による確認が必要と認められる場合には、該当部分の施工が完了した時点で検査するものとする。</p> <p>4 以下の工事は中間検査を省略する。 (中間検査の評定対象である当初設計金額1億円以上の工事を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急施行工事 ・表層工を主とした舗装補修工事 ・機械器具設置工事、電気通信工事又は電気工事で完成時でなければ主たる機能が確認できない工事 ・構造物の撤去のみの工事 ・防舷材の更新等機材の取付のみの工事、河川等の掘削工事、港湾等の浚渫工事
建築工事	<p>1 軀体工事、内外装下地工事等の施工途中及び完了した時点で検査するものとする。</p> <p>2 以下の工事は中間検査を省略する。 (中間検査の評定対象である当初設計金額1億円以上の工事を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門工事（屋根防水工事、外壁塗装工事、解体工事等）
設備工事	<p>1 配線工事、配管工事、機器設置工事等の施工途中及び完了した時点で検査するものとする。</p> <p>2 以下の工事は中間検査を省略する。 (中間検査の評定対象である当初設計金額1億円以上の工事を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器設置工事で、完成時でなければ主たる機能が確認できない工事